

保育料の負担軽減に関する調査検討会開催要領

第1 目的

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育料に係る国の制度が変更になったことなどを踏まえ、道内自治体における保育料及び軽減策の実態のほか、他府県における施策の実態を把握するとともに、広く意見を聴取し、本道の実情に即した効果的な対策の検討に資するため保育料の負担軽減に関する調査検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第2 議題

検討会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 実態把握の手法に関する事
- (2) 調査結果の分析に関する事
- (3) 少子化対策への効果に関する事
- (4) その他、保育料の負担軽減に関し、必要な事項

第3 構成

- (1) 検討会は、別紙1の構成員をもって構成する。
- (2) 構成員は、市町村、関係団体、当事者、振興局、本庁関係課等の実務者の中から子ども子育て支援課長が選定する。

第4 運営

- (1) 検討会は、必要に応じて子ども子育て支援課長が招集し、主催する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は構成員の中から互選により定める。
- (3) 座長は検討会を統括する。
- (4) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (5) 座長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会への出席を求めその意見を聴くことができる。

第5 その他

- (1) 検討会の事務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、子ども子育て支援課長が定める。